

朝日村西洗馬防災センター 利用のルール

1 設置目的

朝日村西洗馬防災センター（以下「施設」という。）は、災害発生時における災害対策の拠点とするほか、平時における消防団、自主防災会等の防災活動の充実強化を図るとともに、活力ある地域コミュニティを構築するため、設置された施設です。

2 休館日／開館時間

休館日：12月29日～翌年1月3日／開館時間：午前8時30分～午後9時30分

3 施設概要

第1研修室（51.00㎡）／第2研修室（76.50㎡）／防災活動室（56.00㎡）／調理室（22.00㎡）

4 利用の許可

施設の利用は、あらかじめ指定管理者（西洗馬区長）の許可を受けなければなりません。

5 利用の制限

次に該当する場合は、利用を許可しません。

- （1） 社会的秩序を乱すおそれのあるとき。
- （2） 施設の建物、設備又は備品等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのあるとき。
- （3） 施設の管理上支障があると認められるとき。
- （4） その他、指定管理者が不相当と認めるとき。

6 利用許可の取消し等

次に該当する場合は、利用許可を取り消し、又利用を停止し、若しくは利用条件を変更します。

- （1） 利用者が許可の条件に違反したとき。
- （2） 利用者が利用の制限事項に該当すると認められるとき。
- （3） 利用者が使用許可の申請に偽りがあったとき。
- （4） 災害対策又は防災訓練等の実施に利用されるとき。

7 利用料金等

利用者は、下記の利用料金を指定管理者に支払わなければなりません。ただし、村内に在住又は勤務する者等が利用する場合は、冷暖房費を除いて、利用料金を免除します。

区分		利用料金			
		午前 8:30～13:00	午後 13:00～18:00	夜間 18:00～21:30	冷暖房費 1回
第1研修室 第2研修室	村内者	320円	320円	320円	100円
防災活動室 調理室	村外者	1,250円	1,250円	1,250円	100円

※ 営利を目的として利用する場合は、上記金額の10倍の額とします。

※ 冷暖房を使用した場合は、午前、午後、夜間の区分をそれぞれ1回とし加算します。

8 利用にあたっての留意事項

利用にあたっては、次の事項を守らなければなりません。

- （1） 利用の権利を他に譲渡し、又は転嫁しないこと。
- （2） 他人の迷惑となる行為はしないこと。
- （3） 建物、設備又は備品等を損傷し、汚損し又は滅失しないこと。万が一、発生した際は、原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- （4） 敷地内で喫煙しないこと。
- （5） 火気に注意すること。
- （6） 利用時間を厳守すること。
- （7） 利用後は整理、整頓、清掃をすること。
- （8） その他、指定管理者の指示に従うこと。
- （9） 施設敷地内の交通事故の場合は、利用者等の責任とすること。
- （10） 当方に瑕疵がない事故の場合は利用者等の責任とすること。